

避難指示区域等における被災者の生活再建に向けた対応強化策

平成30年7月10日
避難指示区域等における被災者の
生活再建に向けた関係府省庁会議

1. 被災者を巡る状況と対応の方向性

- ・ 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から7年あまりが経過した。避難指示区域等においては、昨年春までの避難指示解除や本年春までの学校再開、二次医療施設の整備など、解除地域への帰還に向けた環境整備が着実に進展するとともに、帰還困難区域においても、特定復興再生拠点の計画認定が終了するなど、徐々に帰還も現実的な選択肢となっている。
- ・ 他方で、例えば震災の前後の就業状態を比較すると、正規の職員・従業員の割合が低下し、無職の割合が増えている。また、震災やその後の避難生活を経て心身の悩みを抱える方々もおられる。さらに、家賃賠償や応急仮設住宅の供与など、住まいの支援措置も段階的に節目を迎えつつある。
- ・ このように、被災者を取り巻く課題は、時間の経過とともに、個別化・複雑化しており、被災者お一人お一人を巡る様々なご事情に応じた対応が求められる。
- ・ こうした中、被災者の生活再建を確かなものとするべく、今年2月7日から、関係府省庁は「避難指示区域等における被災者の生活再建に向けた関係府省庁会議」を開催し、生活の根幹である「住まい」、「就労」、「健康的な暮らし」という3つの課題を中心に、生きがいつくりという観点を含め、課題の抽出・整理と、関連する施策の総点検を行ってきた。
- ・ また、避難元市町村や支援機関からのヒアリングや、福島における避難元市町村・福島県との検討会議、震災発生時に避難指示区域等に居住されていた全世帯を対象とした「生活再建に関するア

ンケート調査」等を実施し、そこから出た課題や意見を検討につなげた。

- 今後、関係府省庁・福島県・避難元市町村、支援機関の連携ネットワークをより確かなものとし、この支援体制の下で、被災者の生活再建に向けた一層の支援に取り組む必要がある。
- その際、支援が必要な被災者に対して、こうした連携ネットワークによる支援に取り組み、継続的にいずれかの支援機関等がサポートを行う状態を目指す。
- また、被災者向けの様々な支援施策については、今後も生じ得る様々な課題に支援の現場が柔軟に対応できるよう、制度の周知徹底、手続の簡素化、使い勝手の向上などを継続していく。
- 以上の状況・経緯を踏まえ、避難指示区域等における被災者の生活再建に向けた対応強化策の具体的な内容として、
 - (1) 見守り体制（関係機関の連携等）
 - (2) 住まい
 - (3) 就労等
 - (4) 健康的な暮らしの4つの柱について、「2. 具体的対応」に記載のとおり対応策をとりまとめた。

2. 具体的対応

(1) 見守り体制（関係機関の連携等）

- ・被災者を見守る支援活動については、福島県内外において既に幅広く活動が行われているものの、被災者を巡る課題の個別化・複雑化が進み、それぞれの支援機関が所掌を超える課題に直面することも少なくない。
- ・こうした状況を踏まえ、被災者お一人お一人に適切な支援が行き届くよう、支援機関の有機的なネットワークを強化することをはじめ、以下の対応を進める。

○支援が必要な被災者への見守りの強化

- ・避難元市町村等から支援の届きにくいとの声がある県外の避難者を中心に、支援を必要とする被災者に対して、避難者への見守り・相談対応を行う支援主体による戸別訪問等の実施や、被災者情報の適切な共有を図り、支援を必要とする被災者に対し十分な見守りを実施していく。
- ・具体的には、「生活再建に関するアンケート調査」で個人情報を支援機関へ提供することを了承した被災者の方々及び様々な支援の実施過程において意向が確認されたの方々について、支援機関へ情報を提供し、見守りや必要な支援の提供につなげていく。
- ・その際、被災者に関する情報を自治体や支援機関の間で共有し、切れ目なく支援に繋げていくためには、戸別訪問等を実施する際に聴取した情報を共通様式にまとめて活用することが有効である。既に一部の支援機関で活用されている事例を参考にしつつ、支援に向けた情報を適切に支援機関間で共有するための共通様式の整備・普及に取り組む。

○個別化・複雑化する課題へのコーディネート機能の強化

- ・自治体や支援機関の間で被災者に関する情報を円滑にやり取りし、それぞれの課題に対して適切な支援機関が遺漏なく対応できるよう、それぞれの被災者への見守りが適切に実施されているか確認をすることが重要である。そのため、生活支援相談員等による見

守り活動における課題分析やつなぐべき支援機関への振り分け等を支援する社会福祉士等の専門職の活用を促進する。

- また、避難元市町村等に対して、様々な困難事例に関して専門的な見地から被災者支援をバックアップするアドバイザーの活用体制整備に向けた検討を進める。
- 支援機関が専門外の課題に直面した場合であっても、各種施策の紹介や、関連する支援機関へのつながりが適切に実施されるよう、支援機関向けの各種支援施策の施策集を作成する。

○個人情報の取扱いの明確化

- 被災者の情報を外部に提供する際には個人情報の保護や適正な取扱いの確保に留意する必要がある。他方、被災者の生活再建のため、個人情報を有効に活用し、支援機関で連携していくことも重要である。
- 避難元自治体以外での見守りを円滑に進めるために避難元自治体が持っている個人情報の外部提供や、見守りで取得した個人情報の適切な支援機関への提供が想定される。こうした場合に自治体や支援機関が個人情報を見守り等に適切に活用することを可能とするよう、現行制度における個人情報を外部提供する際の取扱いの考え方を明確化する。(別紙「個人情報の取扱いの考え方」)
- 今後、この考え方に基づき、個々の自治体の実情や支援機関の意向を伺いながら、個人情報の適切かつ円滑なやり取りを可能とするために必要な支援を進める。
- 特に、複数の市町村の被災者が居住する復興公営住宅について、福島県が有する入居者情報を、福島県から立地自治体等へ提供するなど、円滑な見守りに向けた必要な対応を進める。

○継続的な行政サービス提供のための関連制度の運用・解釈の明確化とその周知徹底

- 避難者に対する避難先における継続的な行政サービスの提供は重要な課題である。
- 引き続き居住先に関わらず必要な行政サービスが受けられるよう、

制度の運用や解釈に疑義が生じた場合に明確化する等の対応を行うとともに、福島県と連携して、関係自治体をはじめ制度の運用主体へその周知徹底等を進めていく。

(2) 住まい

- ・ 震災から7年以上が経過しているが、未だに応急仮設住宅に入居されている被災者も多い。
- ・ 応急仮設住宅はあくまで災害救助法に基づく一時的な住宅であり、復興公営住宅等の恒久住宅の整備も進んでいる。さらに建設型の応急仮設住宅については空き住戸における防火・防犯や維持管理等が懸念されている。
- ・ こうした現状において、帰還困難区域に居住されていた方を含め避難指示が継続している中であっても、応急仮設住宅にお住まいの被災者に早期に安定した恒久住宅へ移転していただくことが必要である。
- ・ このため、応急仮設住宅等から恒久住宅への移行に際して、被災者は様々なご事情を抱えていることから、きめ細かに実態や課題を把握して対処することをはじめ、以下の取組を進める。

○応急仮設住宅等からの移転に向けたきめ細かな対応

- ・ 今後の応急仮設住宅の供与期間も見据え、福島県・避難元市町村と連携し、これまでに供与が終了した避難指示区域外や一部の避難指示区域からの避難者における対応のように、個別世帯への丁寧な意向確認や関係者による対応協議の場を設けるなど、全ての世帯が新たな住居を確保できるようきめ細かく対応する。

○公営住宅への受入れ促進

- ・ これまでに、復興公営住宅約5,000戸の整備が完了し、低廉な家賃で入居することが可能である公営住宅においては、入居希望者の努力にもかかわらず保証人が見つからない場合には、保証人の免除を行うなど特段の配慮を被災自治体に対して要請する等、入

居円滑化に取り組んでいる。さらに、県外の避難先自治体の公営住宅においても、優先入居の取扱いを行うことが可能である旨を全国の自治体に対し周知しているところである。（「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者の公営住宅への入居について」を発出。）

- ・ 特に、県外避難者にとって、避難先での安定した住まいの確保は生活再建に向けて重要となることから、引き続き避難先での生活を希望される方が公営住宅に入居できるよう、避難先自治体に対し公営住宅への入居の円滑化に関する働きかけを行う。また、福島県において復興公営住宅の更なる入居円滑化に向けた取組を進める。

○住居に関する情報提供・サポート体制の活用促進

- ・ 引き続き新たな住まいを探している被災者に適切な情報・支援が提供されるよう、各自治体や、生活再建支援拠点を含む支援機関において、被災者に対する情報提供や相談支援などの適切な対応を行っていく。その際、居住支援法人が指定されている場合には、同法人による居住支援を活用可能な場合があることも、併せて周知する。

○各種支援の見直し提示

- ・ 東京電力の家賃賠償の対象者は、一部自治体において平成 30 年度から福島県による「避難市町村家賃等支援事業」の対象となっているが、応急仮設住宅の供与との公平性確保の観点から、支援を必要とする方々に対しては、応急仮設住宅の供与が継続する限りにおいて本事業も継続するよう、関係機関に引き続き働きかけていく。

(3) 就労等

- ・ 生活再建を確実なものとするためには、世帯収入が確保されることが必要となるが、現在も意図した職に就くことができない方も一定数おられ、こうした方々が安定的な就労先を確保することが

必要である。

- ・ その際、特に震災を経て長期的に離職していた方が直ちに就職するのは容易ではなく、また就労意欲の減退などの課題も生じている点に留意する必要がある。
- ・ 一方で、被災地を含む相双地区では有効求人倍率が 2.08 倍（平成 30 年 5 月）と福島県全域（1.51 倍）と比較しても高く、人手不足となっている。
- ・ 就労希望はあるものの、何等かの理由により就労に結びついていない被災者が就職できるよう支援するため、以下の取組を進める。

○被災者の各種見守り・相談支援と各種就労支援との連携強化

- ・ 長期離職者や就労意欲が減退された方々の多くはハローワークを訪れない、継続的な相談には至りにくいといった課題がある。このため、戸別訪問などにより被災者の見守りや相談支援を行っている方が、ハローワーク、ふくしま生活・就職応援センターが実施する職業相談や職業訓練を含めた就労支援、生活困窮者自立支援制度による自立支援等へ被災者を適切に誘導できるよう、これらの方に向けて、就労支援策などをまとめたリーフレットを作成・配布するとともに研修を行う。
- ・ 特に就労に至るまでに一定のステップを要する被災者に向けては、今年度、相双地域の町村部において住民に身近な窓口で相談支援を実施することができるよう、福島県が自立相談支援機関を新設したところであり、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業による就労支援等を促進するとともに、ハローワーク等の関係機関とも連携した支援を推進する。

○帰還先等における求人企業と被災求職者のマッチング等

- ・ ハローワークでは、これまでも東京等の県外避難先において被災者向けの窓口を設置するなど、被災者の就労ニーズを幅広く把握するように取り組んできた。今後は、就労意欲のある被災者の掘り起しに向け、被災者の見守りや相談支援を行っている方による就労支援策への誘導等を積極的に行うとともに、ハローワークに

おけるきめ細かな職業相談等のマッチング支援に取り組んでいく。また、就職後の職場定着を図るため、ハローワークへの相談を呼びかける「しごと応援カード」を作成して配布するなど、適切な支援を行う。

- ・被災者の実態も踏まえた求人を確保すべく、ハローワークと相双機構等が連携し、再開後もないハローワーク富岡の求人情報の充実を図るとともに、合同就職説明会を開催する。
- ・さらに、帰還者には高齢者が多いことから、就労意欲があるものの求職活動には踏み出せていない高齢者を掘り起し、就労支援策への誘導等を行っていく。その上で、ハローワークにおいて高齢の求職者向けに就職セミナーを開催し、就職に向けたアドバイスを行う。あわせて、求人企業に対して、高齢者を含む求職者の希望に応じ、勤務時間等の求人条件の見直しを働きかけるなど、高齢者等が活力を発揮できるよう、丁寧なマッチングを行う。また、ハローワークと相双機構等が連携し、帰還後の就労を通じて地域・社会への貢献等の生きがいくりにつながった事例の発信を図る。

○事業再開・営農再開への継続支援、再開に至らない事業者への就労・生きがいくりを含む生活再建支援

- ・相双機構による事業再開や、農業者への営農再開支援に引き続き積極的に取り組むとともに、再開後も引き続き適切な支援を行う。
- ・再開に至らなかった事業者の安定した暮らしの確立に向けて、ファイナンシャルプランナーや弁護士等と連携し、生活設計の立て直しをきめ細かく支援する。

○生活資金のやりくりへのアドバイス体制

- ・生活資金を計画的に活用してもらうため、ファイナンシャルプランナーを活用して相談対応を進められるよう、福島県と連携して体制整備と支援機関による活用促進を進める。

(4) 健康的な暮らし

- ・震災やその後の避難生活を経て心身の悩みを抱えている方々がおられ、これまでも保健所、市町村及び心のケアセンター等による被災者のケアが進められてきた。
- ・被災者に健康的な暮らしを営んでもらうためには、治療や介護を要する前の段階で、日常的に健康に対する意識を高める活動を促す予防的な取組が必要となる。
- ・健康的な暮らしの確保のため、以下の取組を進める。

○健康づくりや生きがいをづくりに資するコミュニティ活動の支援

- ・介護予防や住民主体の地域づくりなどに取り組む自治体の好事例を、他自治体にも共有し更なる取組を促すべく、周知・普及促進を行う。
- ・被災地の継続的な健康づくりを担う保健師による訪問活動等について、保健師の人材確保を更に促進するため、従来の取組に加え、看護協会のナースセンターによる求人情報の入力業務等の支援や、こうした求人情報を盛り込んだメールマガジンにより、全国の関係方面に広報を行う。
- ・震災前に行われていたコミュニティ活動が、避難先・避難元で適切に提供されるよう、コミュニティ活動に対する支援を継続していく。
- ・コミュニティ活動に参加意欲のある被災者にできるだけ多く参加してもらえるよう、町の広報誌へコミュニティ活動の開催情報を同封するなど、被災者に必要な情報を提供していく。

○自治体等と心のケアセンターや放射線相談体制など専門機関との連携強化

- ・日常的に被災者と接している自治体職員や生活支援相談員等が、心のケアを必要とする被災者の支援を心のケアセンターと連携しながら行えるよう、心のケアセンターによる支援等を引き続き行う。さらに、復興公営住宅に居住する住民の見守りを担当する各支援機関が連携しながら支援を行えるよう、福島県と連携して、

心のケアセンターによる研修会を実施する。

- また、日々の見守り活動等を行う自治体職員や生活支援相談員等と、放射線相談員や放射線リスクコミュニケーション相談員支援センターによる放射線相談体制との相互連携構築に向けて、相談員等による合同ワークショップの実施等に取り組む。その際、心のケアセンターと放射線相談体制の連携強化を図るため、心のケアセンターも合同ワークショップへ参画する。

○子どもの心のケアや学習支援

- 子どもの精神面への影響は発災から時間が経過してもなお継続的に現れるとともに、再開した学校に通うための転居・転校による環境変化の影響が懸念されるため、子どもの心のケアも重要な取組である。引き続き、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを中心に、福祉機関等と必要な連携をとりながら、子どもの心のケアに取り組む。
- また、被災児童及びその家族が抱える生活状況の激変に伴う様々な不安や悩みを解決し、被災前の生活や心理・健康状態を取り戻すため、自治体が子どもの心のケアのために取り組んでいる実態・課題を把握するとともに、関係省庁が連携しつつ、自治体の意向も踏まえて対策を検討する。
- 地域の未来を担う子どもたちに対する教育の充実も重要であり、この観点から、再開した学校等における指導体制の充実や就学等のための必要な支援について引き続き取り組む。

○医療・介護等環境整備と人材確保への引き続きの支援

- 被災地の医療・介護人材の不足は引き続き重要な課題である。医療については、これまでに地域医療再生基金による医療機関の再開等支援や医師等医療従事者の確保支援等、また、介護については、介護人材の就職準備金の貸付上限引き上げ、施設の運営費補助等の各種支援を導入してきたところであり、引き続き環境整備に取り組む。
- また、医療・介護人材の確保に加えて、乳幼児を抱える世帯の帰還

環境整備などに向けた保育士の確保や、薬局の再開等に向けた薬剤師の確保についても、自治体等による取組に加え、ハローワークや相双機構等が連携し、マッチング支援に取り組んでいく。

3. おわりに

- ・ 今回のとりまとめを、本会議の関係府省庁が福島県や関係市町村とともに、支援者や支援機関が直面している課題に対する対応策として実施し、現場での課題解決に繋げていくことが重要である。
- ・ 今後も引き続き被災者の実態や自治体・支援機関等が支援の現場で抱える課題を丁寧に把握し、その解決に向けて取り組んでいく。

(別紙)個人情報の取扱いの考え方

1. 個人情報を国・自治体・民間事業者間で共有する際の手続

個人情報を国・自治体・民間事業者間で共有する際の手続として以下が想定(共有先の管理体制整備が前提)。

- (1) 本人の同意(原則的手続。国・自治体・民間事業者問わず)
- (2) 同一自治体内の実施機関間における提供
(相当の理由のある場合等、条例上の要件を満たす必要あり)
- (3) 他の自治体との間における提供
(相当の理由のある場合等、条例上の要件を満たす必要あり)
- (4) 国の行政機関又は自治体から支援機関等への事業委託
- (5) 自治体に設置された個人情報保護審査会で包括的に本人同意なしの譲渡を承認(具体的な基準等を策定する必要あり)。
- (6) その他
※生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき等、条例上の要件を満たす場合

2. 対応の方向性

- (1) 本人からの同意取得の推進
原則的手続。アンケート調査での同意世帯を皮切りに、同意取得を進める。これまでの見守り活動の過程で既に社協等が個人情報の第三者提供について本人の同意を取得している場合には、その範囲内で、社協等からの個人情報を提供することも検討する。また、今後進める仮設住宅入居世帯等への戸別訪問を通じて、必要に応じて同意を取得する。
- (2) 自治体からの個人情報提供
被災者の避難先の住所等は避難元自治体が一元的に把握しているため、避難元自治体から必要な関係機関への情報提供を必要に応じて進める。

- 避難先自治体から同一自治体内又は他の自治体の警察若しくは消防部局へは条例上の同一自治体内の実施機関間における提供又は別の自治体との間における提供で共有可能。
- 自治体から事業者への共有であれば、一定の事業目的に基づき適切な委託契約を結ぶ場合には、その範囲内で共有可能。
- 自治体において、見守り目的で個人情報保護審査会にて包括的な承認を経た場合には、その範囲内で、本人同意なく他機関に共有可能。
- このほか、災害対策基本法に基づく被災者台帳について、被災者に対する援護の実施に必要な限度で、かつ、他の自治体から申請があった場合に限り、台帳情報の提供が可能。ただし、当該申請について、提供を受けようとする台帳情報の範囲及びその使用目的等を十分に確認する必要があることに留意。

(3) 民間事業者からの個人情報共有

民間事業者の個人情報の取扱いは個人情報保護法のもと、第三者提供を行うに際しては、原則本人同意が必要となる。事業者自身が戸別訪問等を被災者に直接接しながら見守り活動を実施していることから、基本的に見守り活動の中で個人情報の第三者提供について本人同意の取得を進める。

- 災害時の人命救助等など、例外的に本人の同意がなくとも個人情報の第三者提供が可能(個人情報保護法第 23 条第 1 項各号)となる場合がある。一方、平時においては一般的に日ごろの見守り活動等に際して本人同意を取得することで情報共有を進めることが可能。
- 民間事業者が個人情報の取扱いを含む見守りについて自治体から委託を受けている場合であれば、当該見守り契約や委託元自治体の条例等により定められた委託の範囲内で、関係機関への提供が可能。